

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：幼保連携型認定こども園 大東くちなしの花こども園		種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名： 石橋 満		定員（利用人数）： 132名（109名）
所在地： 愛知県大府市大東町4丁目102番地		
TEL： 0562-85-1377		
ホームページ： https://maejima-gakuen.net		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成31年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 学校法人 前嶋学園		
職員数	常勤職員： 13名	非常勤職員： 6名
専門職員	（管理者） 2名	（看護師） 1名
	（保育教諭） 14名	（事務職員） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等）遊戯室・相談室
		医務室

③理念・基本方針

★理念

日本人としての 清らかさ 美しさを身につけ たくましく そして優しく 生きる力を育くむ
立腰保育を通して、心と体を整え、自分らしく生きる意思力、根性、主体性の土台を培う

★基本方針

心身ともに健康で、明るくのびのびとした元気な子どもを育てる

④施設・事業所の特徴的な取組

・園児の取得目標を掲げ、挨拶や返事をはっきりとし、はきものをそろえる椅子を揃えるなど、立腰保育のしつけに特に力を入れている。

・外部講師の派遣システムによる体育教育、英語教育、リトミック教育を取り入れている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4 年 8 月 2 2 日（契約日） ～ 令和 5 年 3 月 7 日（評価確定日） 【 令和 4 年 11 月 18 日（訪問調査日） 】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育の質の向上への取り組み

園長は「地域に根差した園」を目指し、保育士（職員）が豊かな社会性を持ち、子どもの個性を大切にした保育実践に取り組んでいる。開園 4 年目となるが、年々利用者人数が増えていることは、園の地域認知度の向上を表している。

◆職員間の共有意識

職員会議が定期的に行われており、他のクラスの保育についても共有できるような仕組みがある。経験値が異なるために、同じ水準で共有できているかは疑問ではあるものの、職員間で共有しようとする意識は根付いている。職員同士が互いの保育を理解しようとすることは、自らの保育を振り返るためにも必要であるため、職員の勤務体制が許す限り、今後も継続して行ってほしい。

◆公立園との調和を図りつつ、園独自の特徴を打ち出す保育

規定やマニュアルについては、公立園で使用されているものに基づいて、そのまま使用して理解をしたり、園の実情に合わせて独自に改定したりして、地域のニーズに応えようとしている。公立園を順次廃園、統合していく市の計画に則り、保護者が求めている保育を理解していくことは、保護者のニーズに応えようとする意識の表れだと感じる。引き続き、保護者ニーズに応えられる保育の継続を願いたい。

◇改善を求められる点

◆経営課題の把握と事業計画の策定

現状把握されている経営課題を文書化することで、カテゴリー別の分類ができ、優先順位も付けやすくなる。また、改善に取り組む対応期間により、単年度や中・長期の事業計画への反映もしやすくなる。園独自の課題改善を組織的・計画的に実施するためにも、経営課題の文書化や事業計画の策定が望まれる。

◆職員への規定・マニュアルの周知

職員会議を使い、規定やマニュアルを職員が共有することもできてはいるが、全てを網羅できているわけではなく、十分とは言えない現状である。自分たちの保育の基になる規定やマニュアルを読み合わせる研修を実施することを通して、法人の保育理念や保育目標を、自分なりに見つめ直したり理解する機会になる。それがあってこそ、保育に詰まったり悩んだりした時に、自分自身で立ち直ることができるようになる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は、第三者評価にあたり、中部評価センター評価員の皆様には、大変お世話になりました。ありがとうございました。
管理者、保育業務、保護者等の課題項目に対し、当園で「気づき」がなかった点や、方針・方向性についての職員間や保護者に対しての開示や周知に対する部分にも鋭い評価を頂きました。評価は今後、園運営に活かしたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人理念を基に、「心身ともに健康で明るくのびのびとした元気な子ども達を育てる」と、園独自の保育方針を定め、個性を大切にしたい保育実践に努めている。職員には年度初めの職員会議で説明し、保護者には園見学や説明会、保護者参加イベントなどを利用して周知を図っている。開園4年目で職員の半数は保育経験が浅く、日々の保育実践を通して保育方針の理解浸透を図っていくことが望まれる。			

I-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	⑥ ・ b ・ c
<コメント> 毎月開催される公立・私立の園長が参加する園長会で、市の保育行政や動向を確認するとともに、他園の園長との情報交換により保育環境の変化なども話し合われている。収集した情報は法人本部に報告し、園の運営に反映させている。開園4年目ということで、地域イベントに積極的に参加して地域の認知度を高める取り組みも行い、毎年利用者数は増加している。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 園長は「地域に根差した園」を目指し、一人でも多くの子どもが通える園にすべく課題を特定し、地域認知度を高める活動を実施しているが、各種課題は園長の頭の中に留まっている。園運営に關しての課題は、内部要因と外部要因とに分類し、優先順位を付けるためにも文書化して対応期間なども考慮し、中・長期計画や単年度の事業計画に組み込んで取り組むことが望まれる。			

I-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人全体では中・長期計画が策定されているが、園独自の中・長期計画は策定されていない。中・長期計画は、3年後・5年後の「園のあるべき姿」を実現させるための計画であり、現状の問題点・課題の対応計画とするため、園独自での策定が望まれる。園長の考える「園のあるべき姿」の実現のために、計画的・組織的に課題に対応していくことを期待したい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 毎年、年間活動を基にした単年度計画が園独自に策定されているが、園運営に關する問題点や課題への対応などは含まれていない。「園のあるべき姿」を実現するための単年度ごとの活動も、事業計画には必要な項目となる。中・長期計画を踏まえた単年度の活動計画も加えて、活動評価できる基準（数値目標や達成度合い）を設定した活動計画を策定することが望まれる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> 保育計画や行事計画を中心に、職員会議などを利用して進捗確認や実施評価・反省を話し合い、次に繋げる仕組みとしている。園運営に関する問題点や課題改善については、地域交流など職員の協力が必要となる活動も多い。職員の協力を得るためにも事業計画の策定に職員の参画を求め、園全体で組織的に対応していくことが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> 「園だより」や保護者参加行事を利用し、保護者に事業計画の内容を説明している。説明に際しては、文章の他に写真や動画も活用して伝わりやすいように工夫している。子どもが英語で園での活動を紹介するなど、保護者の関心・興味を高める工夫もある。事業計画に対しては保護者の関心が薄いため、一年を通しての子どもの発達が連想できるように工夫するなど、より保護者の関心・興味を高めることが望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 園長は、保育の質の向上には「子どもを見守ることができるかどうか」が大切であると考えている。日々の保育を通して気付きを与え、子どもの成長につなげることができるよう、職員の「社会性」を高める取組を行っている。読書を推奨したり、市の「自己チェック表」を利用して自己評価・振り返りができる仕組みを導入し、保育の質の向上を図っている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> 「自己チェック表」や日々の保育に関する課題については、週1回開催する職員会議などを通して職員間で共有し、改善対応に努めている。現状、園長が認識している問題点・課題に加え、今回の第三評価に基づく自己評価・評価結果から導き出された問題点・課題も含め、必要に応じて中・長期計画や単年度計画に組み入れ、計画的・組織的に改善活動を行うことが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 「園運営規定」に、職員の職種・職務内容が明文化されている。園長不在時や有事の際の権限委任については明文化されていないが、避難訓練や防犯訓練などは園長不在を想定して実施しており、職員一人ひとりが適切な対応がとれるように取り組んでいる。権限委任など「暗黙の了解」とするのではなく、ルールを明確化した上で訓練し、職員の理解・認識を高めていくことが望ましい。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 県・市主催の施設管理者研修への参加や、毎月開催される園長会においても法令・指針など解説・説明を受け、必要に応じて職員会議や回覧を利用して職員周知に努めている。法令・指針の改定は、マニュアルや手順書の見直し契機ともなるため、関連する法令・指針を特定し、改定状況なども定期的に確認しておくことが望ましい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	㉠ ・ b ・ c	
<コメント> 「自己チェック表」を用いての個人面談や各種レポートの提出・集計により、保育の質の向上に必要な職員の「社会性」の向上を図っている。行事ごとに意見・提案や相談など、職員とコミュニケーションをとって行事内容を改善している。職員の「社会性」を培った後には、保育に関する専門的な知識・技術の習得・向上も必要となるため、教育・研修の実施なども視野に入れている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 園長・主任が、職員とコミュニケーションを取りながら人員配置など、適切で働きやすい職場環境づくりに努めている。コミュニケーションツールも利用して、漏れのない情報伝達や情報共有をしている。また、非常勤職員の協力も得て、会議時間や事務時間の確保も行われている。今後は、ICTの活用による保護者や職員の負担軽減を図っていく取組みも検討の余地がある。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 毎年7月の個人面談で次年度以降の就業意向の確認を行い、人員計画に基づき必要に応じて法人本部で求人募集し、園で園長・主任が面接して人材確保を行っている。年度内の突発の離職に際しては、園内でのシフト調整や法人内他園からの応援を得て対応する手順とし、近年は「働きやすい職場づくり」の効果もあって離職は少ない。今後は、専門性の高い知識・技術を有する人材の確保・育成が望まれる。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 「園運営規定」に「期待する保育士像」が明記され、「自己チェック表」を用いた個人面談などによって総合的な人事管理が行われている。「自己チェック表」には職員各自が半期ごとの個人目標を設定し、面談により活動評価を行うことで人材育成を図っている。キャリアパスなど保育士の育成マップの作成と、それと連動させての人材管理・人材育成の取組みの検討が望まれる。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 有給休暇に関しては100%の取得実績があり、職員間や非常勤職員の協力も得て時間外労働をしない働き方を実践し、「残業0」も継続している。園長・主任を中心に、毎朝の挨拶を通して職員の顔色や表情、行動を注視し、異変を感じた際には適宜声掛けをするなど、職員一人ひとりの心と身体の健康維持に努めている。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 「自己チェック表」を用いて、半期ごとに活動目標を設定している。年3回の個人面談により目標の進捗や活動評価を行い、職員一人ひとりの育成に取り組んでいる。研修受講後の報告にはアクションプランも記載し、習得した知識や技術の実践を図っている。職員の個人差もあり、育成方法や速度など十人十色となるが、キャリアマップやキャリアパスなどを作成し、職員の育成に資する取組を推進されたい。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 「年間教育計画」を作成し、希望を取ったり職員会議や回覧で教育・研修を案内している。必要に応じて声掛けし、受講参加を促しているが、今年度の教育・研修はコロナ下により、計画的な実施・参加ができていない。園長はオンライン研修の有効性を疑問視しており、積極的には参加推奨を行っていない。職員の育成のためにも、研修内容も含めて受講方法の工夫・検討が望まれる。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 「年間教育計画」や個人目標などを基に、教育・研修案内の回覧や聞き取りなどにより研修参加を促している。平日・日中の研修参加に際しては、非常勤職員を含め職員の協力を得てシフト調整を行い、研修機会の確保に努めている。専門分野における知識や技術の習得が図れるよう、積極的な外部研修の受講を目指している。受講形態に関わらず、テーマや内容により受講を促す取組が望まれる。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 保育士養成校の要請を受け、受入れ依頼はいかなる場合でも断らずに受け入れている。受入れ準備は養成校・実習生が担っており、園側では受入れマニュアルなどの手順書は用意していない。実習生受入れの意義や目的を明確にし、受入れ前の準備・確認事項や担当職員への研修なども含めた手順書を作成し、実益のある実習受け入れとすることが望ましい。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> ホームページを利用して保育方針や保育内容、行事後のアンケート集計結果など、園内活動の積極的な情報公開に努めている。苦情受付担当者・解決責任者を設置し、記録を残して適切な対応ができる体制が取られている。苦情内容によっては、個別対応や周辺住民など不特定多数への周知が必要となるため、情報公開の手順や方法、公開要否の判断基準などを予め明確にしておくことが望ましい。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉔ ・ b ・ c	
<コメント> 事務、経理、取引等に関する法人内規定に従って事務を取り扱い、年1回、決算・財務状況や業務に関する法人内監査が実施されている。県や市の監査も年1回受審し、指摘された事項は速やかな改善に努めている。園内での小口現金の取扱いはあるものの、現金取引は極力避け、銀行振込みなどの証跡が残る事務取扱いにより不正防止に取り組んでいる。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a . b . c	
＜コメント＞ 開園4年目であり、日常的な挨拶のほか、園の地域認知度を上げるために子どもが地域イベントに参加するなど、子どもたちが社会参加できる機会があれば積極的に参加している。地域イベントの際には園の駐車場を貸し出すなど、園と地域との関係強化に努めている。今年度は、地域住民から園に隣接する畑を借り受け、サツマ芋など作物の栽培も始めており、園長の目指す「地位に根差した園」の実現に取り組んでいる。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a . b . c	
＜コメント＞ 開園当初からコロナ下であり、ボランティアの受入れができていない状況が続いている。小・中学校の職場体験や今年度は看護実習生のボランティア受入れの問い合わせなどを受けている。ボランティアは保育補助だけではなく、施設・設備管理や子どもの感性を育む音楽鑑賞など、多様な活用が見込まれるとともに、子どもと各年齢層との交流の機会ともなるため、積極的な活用が望まれる。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a . b . c	
＜コメント＞ 園に関連する社会資源・関連施設については、連絡先などを一覧にまとめて事務所に設置している。市の保育課を中心に保健センターや発達支援センターなどは、個別に対応・支援できる体制が整えられている。児童相談所の介入事例はないが、ネグレクト・虐待などの兆候があれば対応手順に沿って記録を取り、職員間で情報共有して対応するとともに、関係先と連携して適切に対応する体制を整えている。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a . b . c	
＜コメント＞ 民生委員も参加する協議会への参加や、保護者、園庭開放時の未就園児の保護者からの相談などから福祉ニーズの把握に努めている。就学前には小学校から直接問い合わせがあったり、幼保小連絡協議会などで意見交換なども行われている。園運営には、地域の福祉ニーズの把握は必要事項であり、卒園児の保護者や地域住民なども含め、多方面にチャンネルを広げて情報収集・分析することが望まれる。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a . b . c	
＜コメント＞ 未就園児対象の親子登園や英語教室への参加など、園の保有する資源を活用して地域の福祉ニーズに合った園運営に努めている。福祉ニーズは時代とともに変化するため、市の意向も含め地域の福祉ニーズを反映した活動に努めるとともに、BCP（事業継続計画）の策定など、被災時の園の早期復旧や保護者の早期職場復帰支援などの支援活動に関して、法人本部の協力も得て検討することが望ましい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもを尊重した保育については、大府市保育士会作成の「人権とは」のプリントを用いて、年度当初に職員会議で読み合わせをし、職員周知を図っている。「人権とは」は各クラスのファイルにも綴っており、必要に応じて園内研修を行って職員理解に努めている。保護者へは入園説明会や入園式にて説明し、理解を得ている。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<コメント> 法人作成の個人情報保護に関するマニュアルがあり、年度当初の職員会議で職員周知をしている。保護者へは入園時に渡す「保育のしおり」に記載し、説明理解を得ている。幼児はプールや身体測定時の着替えを男女別で行ったり、おむつ替え、けがの手当て時も、他児からの視線をさえぎるよう、個別に行うように工夫している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ② ・ c
<コメント> 法人作成のホームページや市役所に配置している冊子にて、保育所選択ができるようにしている。利用希望者等の園見学者については、主任が担当して説明を行っている。夏休み頃には1日に2～3組の保護者が見学に訪れることもあった。情報提供の内容については、職員からの意見を取り入れ、毎年見直しをしているが、写真を増やすなど資料の見やすさについては今後の課題となっている。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ② ・ c
<コメント> 保育内容については、入園式で「保育のしおり」や「重要事項説明書」を用いて説明し、保護者から同意を得ている。開園からの年数が少なく園に関する大きな変更はないが、変更がある場合には文書にて発信する体制がある。外国籍の保護者への説明は、通訳アプリや市役所の通訳を介して行っている。現状は問題なく対応できているが、誰でも同じ対応ができるよう、ルール作りとその明文化が望まれる。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ② ・ c
<コメント> 保育の継続性に配慮した取組みとして、市内転園児については、市が作成した「引継ぎ文書」に基づき、文書を送付して対応している。市外転園児については、保護者の意向を確認した上で、転園先から求められれば書類を送付し、電話対応等で情報提供を行っている。退園後の相談を受ける体制があることは口頭で行っているが、文書での発信はしていない。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<コメント> 年に2回保護者面談が行われ、園での様子や家庭での様子を伝えあっている。2歳児は市と同様に移行時面談を行い、今年度は3回実施している。また、年1回、行事についてや園への要望、自由記述等の内容で保護者アンケートを行い、事務員と主任が集計し、職員がいつでも見られるようにしている。内容によっては職員会議で取り上げて対応を検討している。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 苦情解決の体制が整えられ、「苦情申出窓口の設置について」の文書を入園式で配付して保護者に周知、理解を得ている。苦情は現在ないが、苦情の申出があった場合は職員会議で対応を検討するような体制が取られている。苦情申出第三者委員が全員市外在住者であり、保護者に平等性を疑われることも考えられるため、メンバーに市内在住者を加えることも検討されたい。また、園内掲示にも努められたい。			
	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 乳児の連絡帳や送迎時の保護者との会話の中で、相談を受けられるようにしている。個別に相談がある場合には、相談室を利用する等の配慮をしている。相談ができないという保護者の声はないが、いつでも誰でも相談を受けることができるという文書の確認はできなかった。文書発信や掲示等で、保護者に周知していくことが望まれる。			
	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 積極的に職員から保護者へ声をかけるように意識し、気軽に相談ができるような雰囲気作りをしている。相談報告ルートは担任から主任へ、主任から園長へと定められていて、内容によっては職員会議で情報共有、検討をしている。相談については滞ることなく保護者へ返答がされているが、マニュアルの確認はできなかった。実際に動いていることを文書化し、職員が共有できるような取組みが求められる。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「事故対応マニュアル」が整えられてはいるが、職員の読み合わせによる周知はできていない。事故対応については「事故報告書」を作成し、その都度や職員会議で情報共有、対応策の検討が行われている。病院への搬送事故については市役所への報告も行っている。リスクマネジメントとして「ヒヤリハット報告書」への記入、情報共有、対応が行われているが、責任者が明確にされていない。			
	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「感染症予防・対応マニュアル」が整備されてはいるが、職員間での読み合わせや研修などでの周知はされていない。看護師が在籍しているため、感染症予防・対応については看護師の指示により対応できている。保護者へは貼り紙、口頭、「保健だより」等で通知している。			
	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「防災計画」に基づき、月に1度の避難訓練を行い、年に1度の保護者への引渡し訓練も行っている。立地条件から、地震については隣接する小学校への避難や備蓄品の整備等、対応策は検討されているが、職員周知については十分とはいえない。新型コロナウイルスへの感染予防のため、自治会や地域と連携した避難訓練も現状では行われていない。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 分からないことがあれば主任や先輩に聞くことが多く、職員自身が文書で確認することは少ない。また、研修や話し合い、打合せで使用するマニュアルやプリント類はその都度配付し、職員各自が保管していて必要な情報は職員に届くよう工夫している。しかし、確認をしたいときに資料が探せない状況でもある。標準的な実施方法として冊子にしたり、すぐに情報が手に入れられるような方法を検討している。			

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法に関しては、その時々で必要な打合せや研修は行っており、その場で出た意見については追記をしたり、変更をしたりはしているが、該当する文書に追記、変更の記載（改訂履歴）は確認できなかった。見直しについての仕組みについても、今後、検討していきたいとのことである。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 入園受付や入園面接は園で対応する場合と市役所が対応する場合があるが、アセスメント書類は市の様式で統一されている。乳児は入園後に個別で聞き取りを実施し、子どもの状態確認や保護者ニーズを把握している。幼児期への移行については2歳児面談を実施し、大きな集団での保育に不安が生じないよう工夫している。健康面、離乳食については、看護師や栄養士との協議を踏まえて指導計画を作成している。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 月週案の立案、評価・反省、反省も目的とした職員会議の開催等、園内でのルールは口頭で共有され、主任を中心に実施されている。指導計画の変更を職員間で共有、周知する仕組みや指導計画を急に変更する場合の仕組み作りについては、今後検討して文書化することが望ましい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 子どもに関する書類は市の様式を使用し、職員間で共有できている。記録内容や記入の仕方などが定められた「記録要領」があり、職員間での差異が生じないよう取り組んでいる。場合によっては職員会議で議題として掲げ、主任が詳細に説明をして、共通理解ができるようにしている。職員により理解に差異が生じた場合には、個別で主任が指導している。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 「個人情報保護規定」が整備され、入園式で「園運営規定」にて保護者に説明、理解を得ている。保護者への配付文書については年度当初に職員会議で読み合わせを行い、職員周知を図っている。不定期ではあるが、職員会議で議題に掲げて職員間で確認ができるような取り組みをしており、「個人情報保護規定」についても繰り返し周知するよう計画している。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-（１） 保育の全体的な計画の編成			
	A-1-（１）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 「保育の全体的な計画」は、保育士・幼稚園教諭資格を保持する事務局長と主任とで作成している。開園から数年しか経っていないことで、職員の意見を反映するまでには至っていない。コロナ禍もあって地域の実情の把握が十分ではなく、地域の実情に合わせた計画としては不十分と感じているので、今後、職員の意見や地域の実情に合わせた計画に修正して行くことが望ましい。			
A-1-（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
	A-1-（２）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉞ ・ b ・ c
＜コメント＞ 新設園であるため、床に柔らかい素材を使用したり、ピアノを固定するなどの工夫が見られる。園舎の向きを考慮し、窓からの採光も十分に取り入れられていたり、トイレがドア無しで廊下に作られ、廊下を通る大人が誰でも子どもの排泄状況を確認できるようになっている。概して、明るく過ごしやすい園舎となっている。			
	A-1-（２）-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 子どもの気持ちを受け止め、子ども自らが納得して動けるような言葉かけを心がけている。優しい表情や声、指差しなどで、子どもの気持ちを受け止められるように意識して関わっている。予定以外の事柄が起こったり、時間に追われたりすると、子どもを焦らす言葉をかけている場面も見受けられるため、今後の課題となっている。			
	A-1-（２）-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉞ ・ b ・ c
＜コメント＞ 子ども自身が動き出して基本的な生活習慣を習得できるよう関わってはいるが、家庭環境に影響されることも多く、難しさを感じている。園内では子ども自らが動いたことを認めたり、褒めたりする言葉かけをしたり、子ども同士が教え合う場面では見守りに徹している。基本的な生活習慣についてのポスターを掲示し、ペープサートを使って子どもの意識が向けられる取組みも行っている。			
	A-1-（２）-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 子どもが主体的に遊べるコーナー遊びや廃材等の環境を整えているが、職員自身の遊びの幅が狭く、遊びをうまく展開できなかつたり、環境が活かされていない場面も見受けられる。見立て遊びやごっこ遊び、コーナー遊びを職員自身が理解し、環境設定できるようになることは今後の課題である。社会的なルールについては、市の取組みに準じて、「立ったら椅子を片付ける」ことに取り組んでいる。			
	A-1-（２）-⑤ 乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ０歳児保育を担当した経験を持つ職員を中心に、保育環境を整えている。月齢に合わせて、ベビーチェアやベビーベッドの使用もできるように準備している。自分の気持ちを表出している子どもへは、子どもの気持ちを重視した関わりが持てるよう、主任がアドバイスする場面もある。子どもの状況に合わせた遊びの提供への工夫が、今後の課題となっている。			
	A-1-（２）-⑥ ３歳未満児（１・２歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 子どもが安心して遊び出せるよう、コーナー遊びを中心に環境を整えているが、１歳児の探索期、２歳児の自我の芽生えなど、それぞれの発達の特徴に合わせた保育室、園庭での環境設定は十分とはいえない。形の整ったきれいな保育のみならず、子ども一人ひとりの発達に合わせた保育、関わりについては引き続き課題として残っている。			

	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 3歳児は、寄り添ってもらい温かさを感じることができる保育を意識している。4歳児、5歳児はルールを守ったり、自分自身でけじめをつけていけるような保育を意識している。3歳以上児はいろいろな経験を通して、子ども一人ひとりが身に付けることができるような環境を整えてはいるが、それぞれの発達に合わせての環境整備については課題として残っている。			
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当（現在、障害のある子どもは在籍していない）			
	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 早朝保育や短時間保育以降の保育については、年齢、人数に合わせて形態を変えて保育している。家庭的な雰囲気を大切にしつつ、長い時間の保育で子どもが飽きないよう環境設定している。保護者へは口頭とクラスノートで、登園から降園までの様子を伝えている。日により年齢も人数も一定ではないが、子どもの発達保障の観点からも、長時間の保育を受ける子どもの指導計画の作成が求められる。			
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 市の園長補佐会が作成した「就学に向けての保育」の年間指導計画に基づいて、5歳児は就学に向けて「学校ごっこ」として指導計画の中に組み込まれている。市主催の幼保児小中連絡会議もあり、隣接している小学校を中心に情報提供をしたり、小学校からの情報を受け取ることができている。就学に不安な保護者のために小学校との相談会も開催されており、対象となる保護者に参加を勧めている。			
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 市作成の「健康管理マニュアル」に基づき、子どもの健康管理を行っている。子どもの健康に関する情報共有は、職員会議や緊急な場合には随時の会議で行っている。園独自で作成した「保健計画」に基づき、職員は看護師から研修を受ける機会を設け、子どもの健康管理についての周知、理解を図っている。全保護者に向けて、SIDS（乳幼児突然死症候群）について情報提供する予定もある。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 健康診断は年2回、歯科健診は年1回行っており、健診結果は書面にて保護者に通知し、必要に応じて医療機関への受診を勧めている。歯科健診結果を踏まえて、コロナ禍で取りやめていた食後の歯磨きを再開した経緯もある。5歳児の希望者には、フッ化物洗口も行っている。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 市作成の「アレルギー対応マニュアル」に基づき、アレルギーに対応した食事を提供している。職員は保護者面談にてアレルギー食材の確認を行い、食器や配膳盆の色を変えたり、机の配置を変える等の対応を行っている。しかし、マニュアルを使用した研修は実施されていない。定期的にマニュアルを用いた研修を実施し、アレルギー対応や慢性疾患についての知識を職員間で共有されたい。			

A-1-（４） 食育、食の安全			
	A-1-（４）-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 市作成の「食育計画」に基づいた食育活動を取り入れている。食事の際は、パーティーションで仕切られ、黙食が勧められていて、食事中の会話を楽しむことはままならないが、ランチョンマットや箸について、子ども同士で会話をする場面が見られる。トマトやピーマン、オクラなどの野菜をプランターで育て、順番に家に持ち帰って調理し、食することを通し、食への興味や楽しみが出るよう工夫している。			
	A-1-（４）-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 市の管理栄養士が作成した献立を参考に、園内で栄養士が献立を立てて提供している。地産地消の食材や行事食など、子どもが喜んで食べられる献立作りを心がけている。離乳食やアレルギー対応食の調理もあって調理担当職員は気が抜けないが、保育室に向いて喫食状況を見たり、食材や行事食の話をするなどの取り組みもある。残食簿については重視していないが、今後の検討を期待したい。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-（１） 家庭と綿密な連携			
	A-2-（１）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉘ ・ c
<コメント> 送迎時の会話や3歳未満児は連絡帳、クラスノートを通して家庭との連携を図っている。保育参観や行事の際にも、できるだけ保護者と会話をするように意識している。職員会議で取り上げた保護者の意見は議事録に記載しているが、記録に残す明確な基準はない。継続した保護者との連携のためにも、保護者の意見等を記録に残す仕組み作りが望まれる。			
A-2-（２） 保護者の支援			
	A-2-（２）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉙ ・ c
<コメント> 保護者からの相談は主に担任が受けている。担任単独では回答できない場合には主任に相談し、後日に回答したり、別日に個別面談で対応したりしている。保護者が相談できずに困っている現状ではないが、いつでも、誰にでも相談することができるというルールを周知するために、案内文書の作成を検討されたい。相談内容の記入についての仕組みづくりや、記録すべき基準についても明確化されたい。			
	A-2-（２）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉚ ・ c
<コメント> 市作成の「児童虐待防止・対応マニュアル」がある。しかし、4月に行われた家庭児童相談室の研修では抜粋したプリントを使用しており、マニュアルの存在が周知できていない。子どもの虐待等権利侵害については、実際は主任が担当して市に通告しているため、職員が困ることはないが、市役所への通告の後、市から児童相談所へ連絡するシステムであることも含め、職員周知、理解を深められたい。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3-（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
	A-3-（1）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉛ ・ c
<コメント> 職員それぞれの自己評価については、職員会議や個人相談を受け、主任とすり合わせることでできている。しかし、職員にとっては自身の課題に向き合うことで精いっぱい現状がある。職員それぞれの自己評価を園全体で共有して園としての課題を抽出し、明らかになった課題の改善に取り組む等、保育の質を向上させる仕組み作りを期待したい。			